

「安全衛生推進者」養成講習のご案内

— 10人から49人の事業場には選任義務があります —
— 一般社団法人 新宿労働基準協会（東京労働局登録 第6号）

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で、工業的業種については、「安全衛生推進者」を選任しなければならないと定めています。

法定の講習を受講した「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生に係る職務を担っていただくため、当協会では、東京労働局の登録講習機関として、「安全衛生推進者養成講習」を下記により実施しますので、関係従業員の受講について、ご案内します。

1 講習日時・会場

講習名	講習日時・内容	会場
第1回安全衛生推進者養成講習	2025年7月2日(水)～3日(木) 1日目 9:35～16:10 (労働衛生関係) 2日目 9:40～16:10 (安全関係)	BIZ新宿 研修室A 新宿区西新宿6-8-2

2 受講料

協会員 11,000円 (税込・テキストは無料)
会員外 12,430円 (税込・テキスト代込)

3 受講申込

受講申込書に記入の上、(一社)新宿労働基準協会へFAXしてください。

WEB申込はこちらをクリックしてください 

4 申込及び振込期日・定員 2025年6月25日(水) 定員 60名

5 受講料の振込先

銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店 口座名義 (社)新宿労働基準協会
口座番号 普通預金 3991676

※振込人名の前に講習会1日目の月日をご記入下さい(例 702 〇〇カイシャ等)

6 その他

- (1) 申込み取消しは、6月25日(水)までをお願いします。それ以降の取消しには応じかねますので予めご了承ください。
- (2) 当日は、本人確認書類(運転免許証等)とともに、裏面の受講票を受付に提示してください。
- (3) 受付時間は、両日とも9:00～9:30です。
- (4) 講習終了後に「修了証」を交付します。遅刻・早退した場合には修了証を交付できませんので、ご了承ください。
- (5) お問い合わせ先 03-3366-4737 新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205号

7 安全衛生推進者の区分

区分	業種
安全衛生推進者 (10人以上50人未満)	建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、林業、鉱業、ガス業、水道業、熱供給業、自動整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業
衛生推進者 (10人以上50人未満)	上記以外の業種(卸売業、小売業、金融業、保健衛生業、飲食店、ビルメンテナンス業、警備業、企業本社)

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

安全衛生推進者 受講申込書 兼 受講票

(当日は、本人確認書類とともに、受付にご提示ください)

2025年度 第1回 (7月2日~3日 9:35~16:10)

(受付は両日とも9:00~9:30)

事業場名	<input type="checkbox"/> 協会員 ・ <input type="checkbox"/> 会員外 (いずれかに✓)		Tel	
所在地	〒		Fax	
フリガナ		生年月日	西暦	年 月 日
1 受講者氏名				
フリガナ		生年月日	西暦	年 月 日
2 受講者氏名				
フリガナ		生年月日	西暦	年 月 日
3 受講者氏名				
フリガナ		生年月日	西暦	年 月 日
4 受講者氏名				

提出先 (一社) 新宿労働基準協会 FAX 3366-8865

📄 WEB申込はこちらをクリックしてください 🖱️

※本件個人情報は、本講習会のみで使用させていただきます。

会場案内図

BIZ新宿
3階研修室A
新宿区西新宿6-8-2

